

議院民字
運営健治市
食長康保國
連協会

令和 3 年 1 月 29 日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市国民健康保険運営協議会

会長 小山 茂樹



令和 3 年度 宇治市国民健康保険事業運営について

<答申>

令和 3 年 1 月 7 日に諮問のあった上記の件について、別紙のとおり答申する。



答 申

国民健康保険事業は、平成30年度の国民健康保険制度改革施行から3年が経過し、新制度の定着が図られる中、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担う一方、市町村においては、地域住民と身近な関係の中、きめ細やかな事業を行い、安定的な財政運営や効率的な事業運営を続ける取り組みが必要である。

こうした状況を踏まえ、本協議会は令和3年度宇治市国民健康保険事業の運営についての諮問に対し、要望事項を付して次のように答申する。

なお、要望事項については、実現に向けて最大限努力されるとともに、施策の実施にあたっては関係部署との連携を密接にし、被保険者はもとより市民全体の理解と協力を得るよう求めるものである。

令和3年度宇治市国民健康保険事業運営について

(1) 制度改革以降、市の保険料率は、京都府が示す標準保険料率に基づき設定することを基本としている一方、一人あたりの医療費の伸び、制度改革の過渡期における変動や大幅な改定率を踏まえ、令和元年度及び令和2年度においては平成30年度の標準保険料率に据え置いてきたところである。

令和3年度の事業運営における国民健康保険料については、あらためて、国保財政を安定化し持続可能な医療制度を実現するという制度改革の趣旨及び制度改革以降の経過を踏まえ、以下のとおり京都府が示した標準保険料率に基づいて設定することが妥当であると考える。また、賦課限度額については、国政令基準に基づき据え置くこととする。

なお、令和3年度に見込まれる歳入不足については、健全な財政維持の観点から国民健康保険事業財政調整基金のうち1億5,000万円を取り崩すことはやむを得ないものと考える。

医療を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きく変化しているものの、今後も引き続き、一人あたり医療費の伸び、被保険者数の減少及び今後の国・府の動向等について慎重に見定め、安定した財政運営に努められたい。

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割率	7. 29% (現行7. 56%)	2. 89% (現行2. 75%)	2. 87% (現行2. 67%)
均等割額	25,500円 (現行25,400円)	9,700円 (現行9,100円)	11,800円 (現行10,900円)
平等割額	17,100円 (現行17,500円)	6,500円 (現行6,300円)	5,900円 (現行5,500円)
賦課限度額	63万円 (据置)	19万円 (据置)	17万円 (据置)

- (2) 国民健康保険事業財政調整基金は、これまでから厳しい運営の中においても、保険給付費を基準として積み立てを行ってきたところであるが、制度改革以降、保険給付費の全額が普通交付金にて賄われることになったことから、その保有規模について、保険料を基準にするものとし、健全な財政の維持及び保健事業の振興に資するために活用されたい。
- (3) 被保険者の健康維持・増進に資する保健事業の取組等をより一層推進し、医療費の適正化を図られたい。また、その取組の成果を評価し財政支援を行う国の保険者努力支援制度を活用し歳入確保にも努められたい。

以上

要 望 事 項

1. 保険料収納率向上及び保険給付の適正化

保険料収入の確保は、国民健康保険財政の安定化、被保険者間の公平性の観点からも重要である。保険料の納期内納付が見込まれる口座振替の利用を推進するとともに、より納付しやすい環境を整備することで収納率の向上に努められたい。また、未納保険料については、京都地方税機構と市が連携し、公平公正な徴収業務と歳入確保に努められたい。

なお、保険給付は保険制度の基本であることから、その給付内容について専門的な視点を持って十分に点検し、適正かつ確実に実施されたい。

2. 保健事業の充実について

被保険者がいつまでも健やかな生活を続けるには、健康状態を毎年確認し、健康づくりにつなげていくことが重要である。特定健康診査はその基本となるものであり、「かかりつけ医」を持つ機会にもつながるものである。被保険者にその必要性の周知を図りながら、人間ドック等の補助事業の実施と併せて受診率向上のために、より効果的な工夫や手法の検討を継続するとともに、生活習慣病発症リスクのある被保険者の生活習慣の改善のための特定保健指導の実施率向上に取り組まれたい。

また、他自治体の事例を研究するとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会等をはじめとした関係機関や関係部署と協力・連携し、多様な健康づくりを展開されたい。

3. 被保険者への普及啓発について

国民健康保険事業は、被保険者資格の適正管理をはじめ、事業における財政状況や医療費の動向、保険料の賦課・徴収、保健事業、自らの健康管理と適正な医療受診など多岐にわたっており、その意義や取り組みについて被保険者はもとより広く市民に理解と協力を求める必要がある。「市政だより」や「ホームページ」のみならず、あらゆる周知・啓発手段を用いてより多くの方にわかりやすい広報活動を実施されたい。

4. 健全な事業運営について

今後も多額の保険給付が見込まれ、市の国民健康保険事業がより一層厳しい状況に直面することが予想されることから、市の一般会計の財政状況も鑑みながら繰入による財政支援を求められたい。また、国や京都府に対してさらなる国民健康保険財政基盤の強化を求めるとともに、納付金や標準保険料率等の保険料算定に必要な情報が速やかに提供されるよう引き続き要望されたい。

民字治市
議院運營
康健保國

民字治市
議院運營
康健保國